

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第3回)

審議事項 第2号

介護給付適正化主要5事業の見直しについて

介護給付適正化主要5事業の見直しについて

介護給付適正化事業は介護保険法に基づき、市町村が取り組む適正化事業の考え方や目標について計画として策定することとなっており、国では計画の着実な実施のため、適正化事業のうちの重要な事業（以下「適正化主要5事業」という。）を市町村の適正化計画に記載することとしています。

本市では、第8期までの旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、適正化事業の取組みを重点事業と位置付け、これまで適正化主要5事業全てを実施し、推進を図ってきたところです。

今般、国では、各市町村における次期計画の策定に係る基本指針において、適正化主要5事業に関し、「効果的・効率的に事業を実施するため、これまでの主要5事業を3事業へ見直しを行うとともに、実施内容の充実化を図る」ことが示されたところです。

このことから、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に併せて、適正化主要5事業の今後の方向性について整理します。

1 適正化主要5事業とその内容について

事業	内容
(1) 要介護等認定の適正化	要介護等認定を公平かつ適切に実施するため、認定審査会委員や訪問調査に従事する調査員に対する研修会や調査票の全件点検等を通し、質的向上を図るとともに、認定審査会の合議体間の審査判定の平準化を図る。
(2) ケアプランの点検	ケアマネジャーが作成するケアプランを抽出し、利用者の自立支援に資する過不足のないケアプランとなっていないかどうかの点検を行い、必要に応じて助言等を行う。 ※令和3年度より国より示された医療等専門職の他職種の間による「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」を新たに実施。
(3) 住宅改修等の点検	住宅改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や見積書等の点検をすることにより、利用者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修がないかの検証及び福祉用具購入に係る専門職の間による点検等を行う。
(4) 医療情報との突合・縦覧点検	医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の確認や、受給者ごとに複数月にまたがる支払情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。
(5) 介護給付費通知	利用者本人（又は家族）に対して、介護サービスの請求状況及び費用等について通知を行う。

2 国における適正化主要5事業の見直し内容とその考え方について

事業	国における見直しの方向	見直し後
(1) 要介護等認定の適正化	・ 要介護認定の平準化を図る取組を更に進める。	(1) 要介護認定の適正化
(2) ケアプランの点検	・ 一本化する。 ・ 国保連からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化する。 ・ 小規模保険者等にも配慮し、都道府県の関与を強める。	(2) ケアプランの点検、住宅改修等の点検
(3) 住宅改修等の点検		
(4) 医療情報との突合・縦覧点検	・ 費用対応効果が期待される帳票に重点化する。 ・ 小規模保険者等にも配慮し、国保連への委託を進める。	(3) 医療情報との突合・縦覧点検
(5) 介護給付費通知	・ 費用対効果が見えにくいため、主要事業から外す。	

【国における介護給付適正化主要5事業の見直し内容】

<p>① 現行の給付適正化5事業のうち、費用対効果を見込みづらい「(5) 介護給付費通知」を外す。</p> <p>② 「(3) 住宅改修の点検等」は、実施の効率化を図るため、「(2) ケアプランの点検」に統合する。</p> <p>③ 再編後の主要3事業の実施率について、全国規模で100%を目指す。</p> <p>〈見直しによる実施内容の充実〉</p> <p>① 「(2) ケアプランの点検」について、保険者が効果的に実施できるようにするために、国保連の帳票を活用した点検を重点化することとする。また、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検についても、その一環として推進していく。</p> <p>② 「(4) 医療情報との突合・縦覧点検」についても、費用対効果が期待される帳票に重点化した点検を行うこととする。</p> <p>③ 実施件数に係る定量的な目標値の設定を求め、確認件数の拡大を図る。</p>

3 第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護給付適正化事業の取組の今後の方向性について（案）

介護保険制度は、医療保険と異なり、サービスの利用には要介護認定を受ける必要があり、また、要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内で介護給付が行われることとな

っており、さらに、介護サービスの提供がケアプランに基づき実施されるといったように、適正化の仕組みが内在しており、これまでもその制度的な枠組みを活かして、介護給付適正化主要5事業を実施してきたところです。

今後につきましては、国における見直しの方向性を踏まえ、費用対効果が見えにくい介護給付費通知の取組を廃止し、一方で、新たな取り組みである医療等専門職の多職種の間による「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証」や、「医療情報との突合や縦覧点検」の既存の取組の一層の充実を図るなど、介護給付費の適正化の効果的な運用に努めます。

あなたの介護サービスを確認してください

この度送付する「介護給付費通知書」は、あなたが利用した介護サービスの内容や費用についてお知らせするものです。お手持ちの領収書やサービス利用票と通知書の記載内容を見比べていただき、ご自分の利用したサービス内容や回数等に誤りがないかをご確認ください。

**この通知書は
請求書ではありません！
何か手続きやお金を支払う必要は
ありません。**



◎介護給付費通知書の見方

あなたの 〇〇年 〇〇月 ~ 〇〇年 〇〇月における介護給付費は以下のとおりです。

【問い合わせ先】
××× ~ ×××

※これは見本です

その月に利用したサービスの内訳です。

※この通知によって、支払を行う必要はありません。

サービス月	サービス事業所	サービス種類 / サービス略称	サービス 日数/回数	利用者負担額 合計額(円)	サービス費用 合計額(円)
〇年 〇月	ヘルパーステーション〇〇	身体介護2	15		
	ヘルパーステーション〇〇	身体1 生活2	4		
	ヘルパーステーション〇〇	訪問介護処遇 改善加算I	1		
	ヘルパーステーション〇〇	訪問介護	19	7,619	76,190
	<input type="checkbox"/> 〇〇 居宅介護支援事業所	居宅支援I1	1		
	<input type="checkbox"/> 〇〇 居宅介護支援事業所	居宅介護支援			
		合計		7,619	86,190
〇年 ×月	ヘルパーステーション〇〇	身体介護〇	〇		
	ヘルパーステーション〇〇	ヘルパー			
	ヘルパーステーション〇〇	ヘルパー			
	ヘルパーステーション〇〇	訪問介護	22		

その月の事業者ごとの利用実績です。

その月にあなたが支払った金額です。利用料の軽減を受けている方は、実際の支払額と異なる場合があります。

その月の介護サービスの総額です。この場合、総額86,190円のうち、利用者から7,619円、保険から78,571円(86,190円-7,619円)支払われています。

システムの都合上、2枚目以降にお名前が印字されない場合がございます。あらかじめご了承ください。

「介護給付費通知書」は、確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際、医療費控除証明書としての使用はできません。

裏面にQ&Aとお問い合わせ先が記載されていますのでご覧ください。

介護給付費通知書に関するQ&A

[質問1] 「介護給付費通知書」とは何ですか？

[回答1] この通知は、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするため、介護サービスを利用している方全員に送るものです。みなさまにサービスの内容を確認していただき、介護保険の適正化を図ることを目的としています。 ※領収書や請求書ではありません。

[質問2] 何のデータを元に作ったのですか？

[回答2] この通知は、サービスを利用した介護保険事業所からの請求を元に作成しております。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合には記載しておりません。また、住宅改修費や福祉用具購入費等の償還払い分は含まれておりません。

[質問3] 確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際の添付資料として利用できますか？

[回答3] 添付資料として利用することはできません。

給付費通知は、介護サービスの利用を確認していただくための書類であるため、それ以外の目的で使用することはできません。また、医療費控除の添付書類として利用することもできません。

[質問4] 通知の中の利用者負担額が、事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか？

[回答4] この通知の中の利用者負担額には、介護保険や第1号事業の給付外のもの（通所サービスでの食費など）は含まれておりませんので、実際に支払った額と一致しないことがあります。

[質問5] 「居宅介護支援」「予防支援」「介護予防ケアマネ」という支払っていないサービスが載っているのはなぜですか？

[回答5] 「居宅介護支援」「予防支援」「介護予防ケアマネ」のサービスは、利用者負担額が0円になっています。これらのサービスは、サービス計画を立てるなどケアマネジャー業務に対する報酬です。この報酬に自己負担額はありますが、介護保険等から給付されているのでお知らせしています。

[質問6] 利用した覚えのないサービスが記載されているときはどのようにしたらよいですか？

[回答6] まず、サービス計画を作成しているケアマネジャーや記載されている事業所に確認してください。それでもなお、利用の事実がない場合は、お問い合わせ先の市役所介護保険課へご連絡ください。

お問い合わせは・・・

旭川市 福祉保険部 介護保険課 管理給付係

〒070-8525 旭川市6条通9丁目 総合庁舎2階（令和5年10月まで）

旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階（令和5年11月から）

電話 (0166)25-6485